

令和7年度 第2号 令和7年10月 研究推進・社会貢献センター

立正大学における研究不正防止に関する啓発活動の一環として、本学における取組や不正発生要因への対応等を定期的にお知らせ致します。

●第2次中期計画における「研究不正防止対策の強化」のアクションプランの再周知

本学では第2次中期計画(2023~2027年度)にて「研究不正防止対策の強化」を アクションプランとして定めており、これまで以上に研究不正、研究費不正使用の根絶に 対して強い決意を掲げ、研究倫理教育、コンプライアンス教育・啓発活動を実施しています。

●コンプライアンス教育・研究倫理教育受講のお願い

立正大学不正防止推進委員会にて、本学での研究倫理教育の受講頻度を「5 年に 1 度以上」との見解が定められました。

本学では研究倫理教育として Aprin という e ラーニングシステムを導入しており、その受講状況を毎年文部科学省へ報告しています。科研費等を受けている研究者のなかで未受講者がいる場合、大学は管理条件が付与され、資金配分を停止される可能性がございます。受講済みであっても最後の修了から 5 年が経過される方も多くいらっしゃいますので、定期的な受講をお願いいたします。文部科学省は、競争的資金等の運営・管理に関わる、すべての研究者・学生・職員に対し、研究倫理教育の定期的な受講を義務付けております。

※Aprin の受講方法が分からない方は研究推進・社会貢献課へご連絡ください。

また、Aprin 以外では日本学術振興会が運営している研究倫理 e ラーニングコース「 eL CoRE 」もございますので、ぜひ積極的なご受講をお願い申し上げます。

研究倫理教育

• Aprin : https://edu.aprin.or.jp/

• eL CoRE: https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx

●科研費等公的研究費をお持ちの皆様へ 年度末の経費執行等の手続きについて

科研費につきましては年度ごとに実績が算出されますので、「科研費プロ」等で執行状況をご確認いただき、代表者・分担者に関わらず科研費の管理上、3月の第一週目までには執行を完了するようにお願い申し上げます。

経費執行については「令和7年度公的研究費取扱要領」を各自ご確認ください。



●研究における不正使用事例

文部科学省「研究機関における不正使用事案」のうち<u>「カラ謝金」</u>に係る事例を紹介いた します。

参照文献

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20250227-mxt_kibanken01-

1364929.pdf

項目	内容
不正の種別	カラ謝金
不正が行われた年度	令和3、4年度
研究機関	O 大学
不正に支出された金額	341,560 円
経緯・概要	【発覚の時期及び契機】
	令和 6 年 2 月 24 日から同年 3 月 16 日に実施された O 大学大
	学院修了時アンケートにおいて、「指導教員の研究費不正使用」
	に関する回答があった。令和6年4月20日、当該アンケート
	に基づき確認を行ったところ、元学生より、当時の指導教員(以
	下、「当該教員」という。)が、元学生との雇用契約を仮装し、
	実態を伴わない謝金の支払いをしていた等の研究費の不正使
	用に関する申告があった。
	【調査に至った経緯】
	元学生から、当該教員の研究費不正使用の告発を受理したもの
	とし、同日から同月 22 日にかけて、予備調査を実施し、「O 大
	学における公的研究費運営・管理に関する規程」第 13 条に基
	づき、不正調査委員会を設置して調査を実施した。
発生要因	【当該元教員側の要因】
	・当該教員は教員としての倫理観や研究費の不正使用に対する
	認識が著しく欠如していた。
	・O 大学の外部助成金執行ハンドブックでは、学生等の研究協
	力者に業務を依頼する場合には、必ず事前に本人に業務内容及
	び人件費・謝金の単価等を説明し、了解を得た上で業務を行わ
	せることを義務付けているが、当該教員は、当該規定された手
	続きを踏まずに業務依頼をすることが日常化していた。
	・本件で不正に謝金の支払いを受けた者は学生であったとこ
	ろ、カラ謝金が不正であるとの疑いを抱いても、指導教員であ
	る当該教員に異議を唱えられない立場にあり、結局、当該教員



	に従うしかなかった。
	教員自身の研究活動と大学院生(研究協力者)の教育指導を
	区別しておらず、あいまいな対応(指導)となっていた。
	【調査体制】
	不正調査委員会
	学内委員7名、学外委員1名(弁護士)、補助者1名(弁護士)
	で調査を実施した。
	【調査内容】
	・調査期間
調査	令和6年4月22日~令和6年11月15日
	・調査対象
	調査対象者:当該教員(家政学部)
	調査対象経費:平成29年度から令和5年度までの科研費
	及び学内研究費
	・調査方法
	書面調査及び関係者に対するヒアリング調査
調査結果	【不正の種別】
	カラ謝金
	【不正の具体的な内容】
	- ・動機、背景
	当該教員は「当時大学院生であった元学生の論文投稿費を、同
	人の指導教官として工面してやりたい気持ちがあった」と供述
	していること、元学生も受け取った謝金について自身の論文投
	稿費等に費消していることから、本件の研究費の不正使用は、
	奨学金的な意味合いで、元学生の研究費を捻出する動機に基づ
	いたものと認定した。
	手法
	当該教員において架空の勤務日時間を出勤簿に記載し、出勤簿
	記載の内容通りに元学生が研究補助の業務を実施したように
	装った。
	・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途(私的流
	用の有無)
	用の有無力
	上記の不正に支出した研究費の私的流用は認定できないと判し
	断した。



【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教員は、元学生の勤怠管理を一切せず、出勤簿の勤務日時間や業務内容等の元学生が本来記載すべき事項を当該教員において全て記載した旨供述し、実態とは異なる出勤簿を作成したことを認めている。

さらに、出勤簿で元学生が勤務したと記載されている期間、元 学生に対して、作業の進捗状況や成果物を確認せず、元学生に 謝金が支払われた後も、成果物を提出するよう催促することも なかったと供述している。

つまり、当該教員の供述によれば、元学生に対して、研究に必要不可欠な作業を依頼しながら、その作業の進捗状況も成果物も確認せずに謝金の支払い手続きをし、支払い後も成果物を渡すよう催促すらしなかったというのであり、当該教員からの元学生に対する研究補助業務の依頼そのものの存在が疑わしいと言わざるを得ない。

これらの事実から、実態を伴わないカラ謝金であると認定した。

①コンプライアンス教育及び啓発活動による意識の醸成

- ・全教員に対し、学内の予算執行や競争的資金等の予算執行に ついて不明な点があれば、必ず事務担当者に相談・確認するこ とを改めて周知する。
- ・コンプライアンス教育・啓発活動の資料に、今回の不正等の 事例について発生要因も含め具体的に記載し、注意喚起を行 う。
- ・学生に対する研究倫理教育の資料にも具体的な事例を記載する。

②研究費使用手続き (ルール) の周知徹底

- ・謝金支出ルールの周知徹底をする。
- ・学生の雇用契約時において不正防止事項の説明を実施する。 (特に、大学院生を雇用する場合は、研究指導と勤務の明確な 区別を周知する。)

③内部監査の充実

- ・内部監査時の抜き打ち検査等の強化をする。
- ・特別監査の対象者について、アルバイト学生にも勤務管理状 況等のヒアリング等を実施する。
- ・日常的なモニタリングの実施を強化する。

再発防止策



	④事務部門による雇用管理
	・研究費等で雇用されているアルバイト学生や非常勤雇用者等
	に雇用条件通知書に、「研究者から説明を受けた勤務条件、業務
	内容等が異なるなど就業者が疑問を生じた場合は、事務局に相
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	談すること及び研究費はルールにしたがって適正に執行する
	ために、勤務時間と業務内容の報告を正確に行うこと」を追加
	記載し、併せて雇用者に口頭で説明する。
	・関係者の処分
	令和6年11月26日開催の懲戒審査委員会において、当該教員
該当大学が行った措置	を停職1カ月の懲戒処分とすることを決定した。また、不正使
	用であると認定した研究費は、当該教員に返還を求めた。
	・本件の公表状況
	「本学教員による公的研究費等の不正使用について」令和7年
	1月24日0大学ホームページに公表(氏名公表あり)

【本件担当】学長室 研究推進·社会貢献課

品川キャンパス

〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16

電話:03-3492-8152 熊谷キャンパス

〒360-0194 埼玉県熊谷市万吉 1700

電話:048-536-6019

共通メールアドレス: shien@ris.ac.jp